(5)　認定匿名加工医療情報作成事業者は、その従業者に認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱わせるに当たっては、当該医療情報等又は匿名加工医療情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないこととした。（第二一条関係）

(6)　認定匿名加工医療情報作成事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者は、認定事業に関して知り得た医療情報等又は匿名加工医療情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととした。（第二二条関係）

(7)　認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定医療情報等取扱受託事業者に対してする場合に限り、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部を委託することができるものとするとともに、認定医療情報等取扱受託事業者は、当該認定匿名加工医療情報作成事業者の許諾を得た場合であって、かつ、認定医療情報等取扱受託事業者に対してするときに限り、その全部又は一部の再委託をすることができるもの等とすることとした。（第二三条関係）

(8)　認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託した医療情報等又は匿名加工医療情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないこととした。（第二四条関係）

(9)　第四の一の規定により医療情報の提供を受けた認定匿名加工医療情報作成事業者は、他の認定匿名加工医療情報作成事業者からの求めに応じ、匿名加工医療情報の作成のために必要な限度において、当該他の認定匿名加工医療情報作成事業者に対し、当該医療情報を提供することができるもの等とすることとした。（第二五条関係）

(10)　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法令に基づく場合又は人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合を除くほか、提供された医療情報を第三者に提供してはならないもの等とすることとした。（第二六条関係）

(三)　認定医療情報等取扱受託事業者

認定匿名加工医療情報作成事業者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業を行おうとする者（法人に限る。）は、申請により、当該事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができるものとするとともに、認定医療情報等取扱受託事業者について、認定匿名加工医療情報作成事業者に関する所要の規定を準用することとした。（第二八条及び第二九条関係）

4　医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

医療情報取扱事業者は、認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報について、本人又はその遺族（死亡した本人の子、孫その他の政令で定める者をいう。以下同じ。）からの求めがあるときは、当該本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者への提供を停止することとしている場合であって、所要の事項について、あらかじめ、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出たときは、当該医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供することができるもの等とするとともに、その他所要の事項を定めることとした。（第三〇条～第三四条関係）

5　監督

(一)　主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者、認定医療情報等取扱受託事業者、匿名加工医療情報取扱事業者又は医療情報取扱事業者に対し必要な立入検査等ができることとした。（第三五条関係）

(二)　主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定医療情報等取扱受託事業者に対し、事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うこととした。（第三六条関係）

(三)　主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定医療情報等取扱受託事業者が法律の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるもの等とすることとした。（第三七条関係）

6　雑則

(一)　この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とすることとした。（第三九条関係）

7　罰則

この法律における罰則を定めることとした。（第四四条～第五〇条関係）

8　附則

(一)　この法律の準備行為について定めることとするほか、この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

(二)　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第五条関係）

(三)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書（条約第八号）（外務省）

この確認書は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている我が国の譲許表に関し、情報技術製品の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正を確認することを目的とするものであって、前文、本文、末文並びにこの確認書に附属する譲許表の修正及び訂正から成り、その概要は、次のとおりである。

1　本文

(一)　我が国の譲許表の修正及び訂正は、昭和五五年（一九八〇年）三月二六日に千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が採択した譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。

(二)　この確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正は、我が国政府が世界貿易機関事務局長に宛てた通告書に従って効力を生ずる。

2　第三八表の日本国の譲許表の修正及び訂正

第三八表の日本国の譲許表の主たる修正及び訂正内容は、次のとおりである。

(一)　関税撤廃措置の対象となる産品（二〇一一品目）に関し、基準となる表において、該当する平成一九年（二〇〇七年）に改正された「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」の番号（以下「統一システムの番号」という。）、品名、基準税率、最終譲許税率、関税引下げの実施期間、原交渉国、その他の租税及び課徴金並びに「情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言」の附属書A及び附属書Bの品目番号を記載している。

(二)　関税撤廃措置の対象となる産品（二〇一一品目）に関し、段階的な引下げの表において、該当する統一システムの番号、基準税率及び一年ごとの譲許税率を記載している。

(三)　「情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言」の附属書Bに掲げられる産品（マルチコンポーネント集積回路等一〇品目）に関して、「情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言」の附属書Bの品目番号、品名及び該当する統一システムの番号を記載し、これらの産品の関税については、この譲許表に明示的な定めがない限り、当該産品が統一システムのいずれの番号に分類されたとしても、撤廃することを規定している。